

各都道府県
財政担当課 } 御中
市区町村担当課 }

内閣官房人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

「就業者負担軽減支援金」の導入について

本日閣議決定された「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（以下「大綱」という。別紙 1 及び 2 参照）において、中低所得の現役勤労者に着目して、税及び社会保険料による負担の軽減を通じて、所得に応じて、これまでよりも一層手取りが増えるようにするとともに、いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」を緩和することを通じた就労促進を図るため、これまでにない「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、「就業者負担軽減支援金」（以下「支援金」という。）を導入する旨が盛り込まれ、必要な法制上の措置等を可及的速やかに講ずることとされたところです。

この大綱の決定に際しては、令和 8 年 8 月から 9 月にかけて「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場」を 4 回開催し、事務負担や財政負担について地方側からいただいた様々なご意見について、引き続き丁寧に協議していくことを前提に、記載の内容で手続きを進めることについてご理解をいただいたものです。

大綱においては、支援金の認定、支給、支払等に関する事務は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が法定受託事務として処理することとするほか、支援金の支給に要する費用については、その 3 分の 2 以上を国が負担し、残余のうち 2 分の 1 ずつを都道府県と市町村がそれぞれ負担することとし、費用の負担割合の決定に際しては地方と協議することとされています。

国としては、引き続き丁寧に協議を行うとともに、自治体の事務負担を最小化すべく、国が前面に立って負担軽減のための対応策を講じてまいります。

つきましては、詳細については後日改めて説明の機会を設けますが（説明動画も別途提供予定）、取り急ぎ関係の資料を情報提供させていただくとともに、下記のとおり、今後の制度導入に向けて、情報システムの整備に関して各地方公共団体で検討が必要となると見込まれる事項についてお知らせいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内市町村へこの旨速やかに周知いただくとともに、各都道府県及び各市町村におかれましては、本件についての今後の連絡先を、「一斉通知・調査システム」にてご回答いただきますようお願いいたします。

記

1. 支援金制度の導入について

中低所得の現役勤労者に対して、所得の額等に応じた支援金の支給を予定しており、令和9年4月から導入する予定です。

支援金制度を円滑に実施するため、関係府省庁は直ちに必要な準備作業に着手することとしており、具体的には、国及び地方公共団体においてシステム開発等に着手できるよう必要な措置を講ずるとともに、制度の趣旨・内容等について、国民や地方公共団体への丁寧な周知広報を行うこととしています。

なお、事務費やシステム改修等に要する経費については、制度導入に際して全額国費措置としつつ、その後も、制度の実施状況等を踏まえ、地方の事務執行に支障が生じないように、国において必要な対応を行うこととしています。（別紙3参照）

2. 市町村の事務負担軽減に向けて提供を予定するデジタルツール等の積極的利用について

大綱において、国は、市町村における事務の効率化を図るため、情報システムの整備その他の情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずることとされており、具体的な措置の例として、「算定ツール」及び「給付支援サービス」を挙げています。

これらのデジタルツール等の内容については、詳しくは、「「就業者負担軽減支援金」の市町村事務負担軽減に向けて提供を予定するデジタルツール等について」（令和8年9月15日デジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡）をご参照いただき、積極的な利用をご検討下さい。

なお、この支援金制度については、内閣官房・内閣府において制度の企画立案・施行を所管することを予定しています。デジタルサービスについては、内閣官房・内閣府との連携の下にデジタル庁が担当しますが、デジタルサービスを含め制度全体の円滑な施行については内閣官房・内閣府において担当することを申し添えます。

<関係資料一覧>

別紙1 飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱
（概要）

別紙2 飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱

別紙3 「給付付き税額控除」について
（「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場関係資料）

（参考）

「飲食料品に係る消費税率の引下げ」及び「給付付き税額控除」について

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shouhizei_zeigakukoujo/index.html

以上

【問合せ先】

内閣官房人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

直 通：03-6811-1963

e-mail：zenshajimukyoku.y2z@cas.go.jp